

(仮称) 四街道市みんなが笑顔のまち子ども条例 (案) に係る意見提出手続において提出された意見の概要と市の考え方

令和元年12月6日(金)から令和2年1月6日(月)までの間、(仮称) 四街道市みんなが笑顔のまち子ども条例 (案) に係る意見提出手続を実施したところ、以下のとおり、意見の提出がありました。

- 1. 意見提出者 5人
- 2. 意見件数 24件

- (1) 条例案全体に関するもの：6件
- (2) 個別の条文等に関するもの：13件
- (3) 条例案に対する感想やその他意見：5件

3. 意見の概要とその意見に対する市の考え方

意見の概要とその意見に対する市の考え方は、以下のとおりです。

なお、(3) 条例案に対する感想やその他意見については、市の考え方は示しておりません。

表中の「区分」

- ：意見の全部又は一部を反映し、条例案を修正したもの
- △：意見がすでに条例案に反映されているもの
- ：意見を条例案の修正に反映しなかったもの

(1) 条例案全体に関するもの：6件

| NO. | 意見の概要 | 市の考え方 | 区分 |
|-----|--|--|----|
| 1 | この条例を具現化していくべく、どのような事をしていくのか、という点が気になる。この素晴らしい内容の条例を、是非広く知っていただき、かつ、言葉の独り歩きだけではなく具体的な行動、明確な方向性が早急に必要な時だと感じる。 | 条例の具現化に向けましては、第12条にありますとおり、条例の内容を広く市民に周知・啓発していくとともに、市が実施する施策につきましては、第5条のとおり、こどもプラン等に位置づけ計画的に推進してまいります。 | △ |

| NO. | 意見の概要 | 市の考え方 | 区分 |
|-----|---|---|----|
| 2 | <p>子どもの権利条約では、子どもの意見表明権を権利の一つとして大事にしている。その内容は、ただ意見を尊重すると言うだけでなく、意見を出せるよう保証することが大事である。検討部会の会議録を読むと、この条例案を作る過程ではアンケート調査を2回実施したようだが、子どもたちを対象にしたワークショップ等も必要ではないか。特定のイベントでのアンケート調査では意見表明権を保障したことにはならないのではないか。</p> <p>また、子どもに係る団体からの意見聴取も必要である。子どもたちの関係する団体の関係者が検討部会に入っていることは議事録からわかるが、もっと広く市民団体から意見を聞く必要があったと思う。</p> <p>条例の成立を急ぐのではなく、今からでも、ワークショップや広く市民団体からの意見を聞く機会を作るべきだと思う。</p> | <p>本条例は具体的な施策を盛り込むのではなく、市の子ども・子ども施策に対する基本姿勢を示す、理念条例であることから、市民参加手続きにつきましては、学識経験者、関係団体や関係機関からの代表、子どもの保護者や公募市民で構成する子ども・子育て会議（審議会）での審議とパブリックコメントを実施しました。</p> <p>また、審議会に設置した検討部会における条例案の検討過程においては、ご意見にありますとおり、子どもを対象としたアンケート調査の結果も参考としたところであり、本条例案策定に係る市民参加は十分実施しているものと考えます。</p> <p>なお、具体的な施策の検討段階である、こどもプランの策定過程においては、子どもを対象としたワークショップや市民団体からの意見聴取を行うなど、更なる市民参加の充実に努めております。</p> | □ |
| 3 | <p>以下の子どもの権利条約の内容を条文に加えて明確にしてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4つの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利） ・ 子どもの権利条約 31条「休み、余暇を過ごし、遊び、レクリエーション活動に参加し、文化芸術活動に参加する。」 | <p>子どもの権利条約の内容につきましては、前文において4つの一般原則を表現し、前文の結びで条約を踏まえることを明記しております。</p> <p>子どもの権利条約は国が批准しているため、条約で規定されている内容の全てを条例に盛り込むことは考えておりません。</p> | □ |
| 4 | <p>誰が読むことを想定しての条例案なのか。</p> <p>（前文）での「あなたたち」という表現から、子どもたちが読む想定と思うが、その後に出てくる「わたしたち」は大人を想定しているように思う。「わたしたち」大人が子どもたちに読んで聞かせるような条例なのか。わたしたちが誰なのかがわかりにくいと感じる。</p> <p>また、あなたたち子どもは、と言われるよりも、子どもであるあなたたちはというような言葉の並びの方が威圧感がないと思う。</p> | <p>子どもや大人に限定せず、広く市民に読んでもらうことを想定しており、前文の「わたしたち」は、第3段落に「わたしたち大人は」とありますとおり、大人を指しております。</p> <p>また、「あなたたち子どもは」の表現につきましては、様々な言葉の感じ方があると思いますが、本条例案は、子ども・子育て会議で十分に検討を行った結果であるため、その答申内容を尊重させていただきます。</p> | □ |

| NO. | 意見の概要 | 市の考え方 | 区分 |
|-----|---|--|----|
| 5 | <p>この条例を子どもたちにどのように伝え、広めていく予定なのか。</p> <p>子どもが理解するにはとても難しい言葉でできた条例案だと感じる。</p> <p>(前文)の部分だけでも、子どもたちが暗唱できるような簡単な言葉、短い言葉にして、子どもたちがいつでも思い出せるようになると素敵だと思う。</p> | <p>条例案は、子ども・子育て会議及び検討部会において、子どもにも読んでもらえるよう文章の表現や量に配慮して作成されたものであり、小学校高学年程度の子どもであれば、読んで内容を理解できるものと考えます。</p> <p>条例制定後の子どもへの周知につきましては、わかりやすいリーフレットを作成するなど、条例の内容が子どもたちに伝わるよう工夫してまいります。</p> | □ |
| 6 | <p>子どもたちは大人に「してもらおう」立場なのか。大人が手を差し伸べることももちろん大切なことだと思うが、子どもたち自身が自分たちの力で成長していくんだ、みんなが笑顔のまちにしていくんだ、という姿勢はこの条例では求めないのか。</p> <p>大人だけが読んで理解する条例であるなら、問題ないのかもしれないが、子どもたちがこれを読み、理解したときに「大人がしてくれるんだ」と思うのはちょっと違うのではないかと思う。</p> <p>大人がしてあげるのではなく、育っていくあなたたち子どもを応援する、というような条例であった方が、子どもたちの自主的な育ちにつながるのではないか。</p> | <p>ご意見のとおり、本条例は、みんなで「育っていくあなたたち子どもを応援する」ための条例と考えており、そのために、子どもに関わる人たちや市の役割を定めるものです。</p> <p>子どもたちにこの条例のメッセージが伝わり、自分が大切にされ、守られていること、一人の人間として認められていることを実感することで、自尊心の醸成につながり、子どもの自主的な育ちに寄与するものと考えます。</p> | △ |

(2)個別の条文等に関するもの：13件

| NO. | 意見の概要 | 市の考え方 | 区分 |
|-----|---|--|----|
| 7 | <p>「みんなが笑顔のまち」街についての条例ではなく子どもについての条例であるので違和感がある。また、個人的には「笑顔」は好きだが、「笑顔」が良いこととする一つの価値観になる。個人の価値観の押し付けは、条例にはなじまない。「子ども条例」でよい。</p> <p>付け加えるならば、いろいろな事情で笑顔になれない子供もいる。その子が、「自分は変な子なのだ」となってしまう。それはそれで認めることが大切。行政は笑顔になれない原因が家庭の困難にあるのならば、その家庭を支援することが行政の役割。</p> | <p>条例名については、子どもを対象にどんな四街道市に住みたいかアンケート調査を実施したところ、「笑顔」や「みんな」などを含む回答が多く寄せられたこと踏まえ、(仮称)子ども条例検討部会委員からご提案いただいたものであるため、その内容を尊重させていただきます。</p> | □ |
| 8 | <p>条例名の「みんなが笑顔のまち」は不要ではないか。</p> | | □ |
| 9 | <p>前文の最後の行の「の基本的な考え方」は必要ない、削除を求める。</p> <p>原案では権利条約の各論には問題があるということになってしまい、削ったほうがすっきりする。</p> | <p>ご指摘の部分を削除した方が簡潔であるため、削除いたします。</p> | ○ |
| 10 | <p>前文の1行目「かけがいのない」は「かけがえのない」に修正すべき。</p> | <p>ご指摘のとおり修正いたします。</p> | ○ |
| 11 | <p>第3条第1項「子どもの保護者や家族は子どもが心もからだも健康に育つことに対して、最も大きな責任があることを自覚し、子どもと向き合い、子どもに寄り添い、深い愛情をもって子どもを守り育て、子どもが社会の中で生きていくために必要な力を養うことかできるような家庭環境をつくるものとします。」について</p> <p>①センテンスが長すぎる。箇条書きのような形にできないか。</p> <p>②家族、特に親の責任を強く求めすぎている印象を受ける。子どもの障害・引きこもり・非行等社会の協力なしでは解決できないこともあり得る。一般的に行政の役割に「可能な限り」を賦したり、事業者には努力義務に止める傾向があるが、この条文では家族の逃げ場を感じ取れない。</p> | <p>①第2項以降とのバランスもあるため、「子どもの保護者や家族」の役割は一つの項で表現したいと考えます。</p> <p>②保護者が子どもの養育に対して第一義的責任を負うことは、子どもの権利条約や児童福祉法等にも明記されています。また、子ども・子育て会議においても保護者等の役割はしっかり規定すべきとの議論があり、十分に検討を行った結果であるため、その答申内容を尊重させていただきます。</p> <p>しかしながら、第3条で市民などの役割を定める目的は、保護者や家族に責任を押し付けるという趣旨ではなく、併せて、地域住民などの役割を定めることにより、みんなで子どもの成長を支えていくことを目指すものです。</p> | □ |

| NO. | 意見の概要 | 市の考え方 | 区分 |
|-----|--|---|----|
| 12 | <p>第3条第4項「すべての市民は未来の親たちが希望をもって安心して親になれるような温かい地域をつくるよう努めるものとします。」について</p> <p>①この条文からはすべての子どもが親になることを想定しているように読み取れる。結婚するしない、子をもつもたないは自由である。</p> <p>②何らかの事情で結婚が難しかったり、子どもをもうけることが難しかったり人は様々です。こういう人たちに配慮して欲しい。</p> | <p>本条文は、市民みんなで、安心して子どもを産み育てることができるようなあたたかい地域をつくっていくことを規定するもので、すべての子どもが親になることを想定したものではありません。</p> <p>ご意見のとおり、結婚するしない、子をもつもたないについても自由であると考えます。</p> | □ |
| 13 | <p>第3条（市民などの役割）で「子どもの保護者や家庭は・・・最も大きな責任があることを自覚して」となっている。保護者や家庭は子どもに大きな影響を与えると私も思います。しかし、このような条項には問題があります。第1に市の条例なのだから困難な家庭への援助についてなど市の在り方・姿勢を書くべきです。10条で扱っていることで十分です。</p> <p>第2に家庭の在り方を説き「自覚」を求めるのは、個人の価値観について触れることになり条例にふさわしくありません。</p> <p>第3に子どもの社会問題がその親の責任となることにより、親は問題を他人に相談すらできにくくなります。相談できない中、事件等が発生しています。</p> <p>第4に親の責任の重さが重圧になり、子育てが重荷になっている状況もあります。</p> <p>これらを含めて、市民の役割を条例で決めることに違和感があります。市の条例ですから、市のあり方を規定すればよいのです。子育てに困難な家庭ならば、家庭を支援する。地域的な問題があれば地域を支援するのが市の役割です。第3条は削除すべきと思います。</p> | <p>市の役割は当然ですが、市民も含め市全体で子どもの成長を支えるためには、市民など市以外の役割を定めることは重要であると考えます。</p> <p>なお、ご意見にあるとおり、親だけに責任を押し付けるのではなく、社会全体で子どもの成長を支えていくことが重要であると考えており、その実現のために、市や市民など子どもに関わる人たちの役割を定め、みんなで子どもの成長を支えていくことが本条例を制定する目的です。</p> | □ |

| NO. | 意見の概要 | 市の考え方 | 区分 |
|-----|--|--|----|
| 14 | 第3条第3項の事業者の中に NPO も含まれることを文面に入れた方が良い。 | 事業者は、広く事業を行う者を指しますので、NPO も含まれます。しかしながら、事業を行う者には様々な形態がありますので、条文に表現することは難しいと考えます。 | □ |
| 15 | 第4条「たくましく成長できる場」は「民主主義国家の主権者として成長できる場」にすべき。「たくましい」は子どもの在り方に関する一つの価値観であり、学校は、子どもをたくましくする場ではない。たくましくない子どもでもよいのではないか。それを認めることが市を含めたまわりの在り方ではないか。ありのままを認めることである。 | 困難な状況においても、自己肯定感を持って、未来を切り拓くことができるという意味で「たくましい」という表現としております。様々な言葉の感じ方があると思いますが、子ども・子育て会議で十分に検討を行った結果であるため、その答申内容を尊重させていただきます。 | □ |
| 16 | 子どもの意見の尊重が入っている様にみえない。 | 子どもの意見の尊重につきましては、前文の第3段落及び第6条に反映しております。 | △ |
| 17 | 第6条(子供の意見表明や参加)に具体的な実効性のある内容を加えてほしい。第2項として「子どもに関係する条例制定のときや施策を実施するときは、子どもの意見を聞く機会を設けなければならない」のような文言をいれてほしい。これにより意見表明権の保証となる。 | 市民参加条例は対象となる市民に年齢制限を設けていませんので、市民参加手続の対象となる行政活動については、同条例の規定に従って、適正に対応してまいります。 また、子どもの意見表明とその尊重は、子どもの権利条約でも一般原則の1つに掲げられており、市が行う子どもや子育てに関する施策に“子どもの視点”を活かすことは、子どもの最善の利益を確保する観点で重要であることから、こどもプランの策定過程などでは、子どもの年齢や発達に応じて意見を聴取する方法を工夫し、子どもの意見を取り入れることができるよう努めるほか、子どもに関する施策を行う時に限らず、様々な機会を通じて、子どもの意見を聴いてまいりたいと考えております。 | □ |

| NO. | 意見の概要 | 市の考え方 | 区分 |
|-----|--|--|----|
| 18 | <p>障がい児や外国籍の子どもへの配慮を明文化した方が良いと思う。</p> <p>第10条を(子どもの貧困問題)だけにしてしまうのは狭すぎるのではないかと。「生まれ育った環境に左右されず」ということでは、貧困の問題だけでなく、障がい児の問題、外国から来た子どもたちの問題も意識する必要がある。</p> | <p>本条例は、すべての子どもが健やかに成長することを目的としておりますので、ご指摘の障害児や外国籍の子どもにつきましても、当然配慮がされなければならないと考えます。そのような配慮が必要な子どもへの支援につきましては、こどもプラン等に位置づけ着実に推進してまいりたいと考えております。</p> | □ |
| 19 | <p>第10条の貧困はもちろんですが、多様な子どもたちへの対応が今は必要。外国からの子どもへのフォローに不備を感じる。</p> | <p>一方、貧困は、子どもの成長や発達に必要な食事、医療、教育などを十分に受けることができないなど、それ自体が子どもの権利を阻害する「環境」の問題であると考えます。</p> <p>また、子どもの貧困対策については、貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、様々な視点から総合的に取り組んでいく必要があることから、特に条例案に盛り込んだところです。</p> | □ |

(3) 条例案に対する感想やその他意見：5件

| NO. | 意見の概要 |
|-----|---|
| 20 | このような条例を自治体レベルで実践しようと四街道市が行動を起こしている事、素晴らしいと思う。関わってくださっている皆さまに、感謝を申し上げます。内容は、平易な言葉で分かりやすく、内容としてもとても良いと思う。 |
| 21 | 子供を取り巻く環境、教育現場においても、時代に合わせた改革を行っている県が増えてきている。「子育て日本一」を掲げる四街道市においても、従来のやり方にとらわれることなく、校則、宿題を廃止したり、区が不登校施設をオープンしている世田谷区や、オランダのイエナプランを公立小学校にも取り入れる広島県福山市、特にヨーロッパの教育方針など、どんどんと参考にしながら進歩していただけたら大変幸いに思う。そのような行動・実践が、子供たちを本当の意味で自由にし、本来の力を伸ばしていく道になっていくと考える。 |
| 22 | 以前県民有志が取り組んだ条例素案を、本条例の見直しやガイドラインのようなものを作成する際には活用して欲しい。 |
| 23 | こども条例を作ろうとする姿勢は大切に賛成したい。また、子どもの諸権利を規定し優れた内容を持つ子どもの権利条約を踏まえていることに賛同する。 |
| 24 | このような条例が制定されること、とても心強くありがたく思う。より多くの市民の理解を得て、子どもたちが育ちやすい市になっていくことを期待する。 |